

山梨県公報

第千九百二十三号

平成二十一年

二月十六日

月 曜 日

目次

告示

県営土地改良事業計画の決定(三件)……………七七
道路の供用開始(二件)……………七八

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請……………七八

教育委員会

山梨県立特別支援学校学則の一部を改正する規則……………七八

山梨県指定有形文化財の指定……………七九

山梨県指定天然記念物の指定の解除……………七九

その他

落札者等の決定について……………七九

告示

山梨県告示第三十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業(岩手・隼地区県営ため池等整備事業)計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十一年二月十六日

山梨県知事 横内正明

一 縦覧書類

県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十一年二月十七日から同年三月十六日まで

三 縦覧場所

山梨県公報 第千九百二十三号 平成二十一年二月十六日

山梨市役所
四 異議申立期間
平成二十一年三月十七日から同年三月三十一日まで

山梨県告示第三十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業(窪平地区県営ため池等整備事業)計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十一年二月十六日

山梨県知事 横内正明

一 縦覧書類

県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十一年二月十七日から同年三月十六日まで

三 縦覧場所

山梨市役所

四 異議申立期間

平成二十一年三月十七日から同年三月三十一日まで

山梨県告示第四十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業(三富地区県営農地環境整備事業)計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十一年二月十六日

山梨県知事 横内正明

一 縦覧書類

県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十一年二月十七日から同年三月十六日まで

三 縦覧場所

山梨市役所
四 異議申立期間

平成二十一年三月十七日から同年三月三十一日まで

山梨県告示第四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十一年三月九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年二月十六日

山梨県知事 横内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲府中央右 左口線	中央市乙黒字下河原七六一番の 一五地先から 中央市乙黒字下河原笛吹川右岸 堤防敷地先まで	二〇五・〇	平成二十一 年二月十八 日

山梨県告示第四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十一年三月九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年二月十六日

山梨県知事 横内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	韮崎南アル ブス中央線	中央市乙黒字下河原七二二番の 一六地先から	三四〇・〇	平成二十一 年二月十八 日

公 告

中央市乙黒字下河原笛吹川右岸
堤防敷地先まで

日

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年二月十六日

山梨県知事 横内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十一年一月二十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 1 名称 特定非営利活動法人 地域福祉サポート笛吹
- 2 代表者の氏名 古屋貞次
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県笛吹市八代町北千二十三番地
- 4 定款に記載された目的
この法人は、老いや障害や生活不安などを抱える人々に対し、介護サービス、障害福祉サービスを提供するとともに、制度外福祉サービスの研究・開発を進め、人間尊重、支えあいの地域福祉活動を地域住民、ボランティア及び関係機関と協働して展開し、こころ豊かに暮らせる地域福祉の充実に貢献することをもって、社会全体の利益の増進に寄与するとともに地域福祉の向上に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十一年一月三十日から同年三月二十九日まで

教育委員会

山梨県教育委員会規則第一号

山梨県立特別支援学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十一年二月十六日

山梨県教育委員会

委員長 古 屋 知 子

山梨県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

山梨県立特別支援学校学則（昭和五十三年山梨県教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表山梨県立わかば支援学校の項中「山梨県南アルプス市有野二、七三九番地」を「山梨県南アルプス市有野三、三四六番地三」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会告示第一号

山梨県文化財保護条例（昭和三十一年山梨県条例第二十九号）第四条第一項の規定により、次の文化財を山梨県指定有形文化財として指定する。

平成二十一年二月十六日

山梨県教育委員会

委員長 古屋 知子

**有形文化財の部
建造物**

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
北口本宮 富士浅間 神社 拝殿	一棟	桁行七間、梁間三間、入母屋造 正面千鳥破風付、向拝一間、唐破風造、銅板葺 桁行柱真々七十四、五六尺、梁間柱真々二十六、五七尺、円柱径（中央間廻り）十一、七寸 正面一間、側面四間、切妻造、銅板葺 桁行柱真々二十五、九一尺、梁間柱真々二十一、四八尺、角柱径七、三寸	北口本宮富士浅間神社	山梨県富士吉田市上吉田五五八	山梨県富士吉田市上吉田五五八
幣殿					
附石垣					

本殿瑞垣
および恵
毘寿社

山梨県教育委員会告示第二号

山梨県文化財保護条例（昭和三十一年山梨県条例第二十九号）第三十二条第一項の規定により、次の山梨県指定史跡名勝天然記念物の指定を解除する。

平成二十一年二月十六日

山梨県教育委員会

委員長 古屋 知子

**史跡名勝天然記念物の部
天然記念物**

名称	所在地	所有者
横手の駒のマツ	北杜市白州町横手九四七番地	宮川 徹

その他

◎ 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十一年二月十六日

山梨県立中央病院管理局長 若月 茂樹

一 落札に係る購入物品等の名称及び数量

X線テレビ装置 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県立中央病院管理局総務課 山梨県甲府市富士見一丁目一番一号

三 落札者を決定した日

平成二十一年一月二十八日

四 落札者の氏名及び住所

豊前医化株式会社 山梨県中央市乙黒一〇七番六号

五 落札金額

五千百二十四万円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日

平成二十年十二月十八日